

第39回山梨県環境保全審議会会議録

- 1 日 時 平成26年3月24日(月)午後1時30分～午後2時40分
- 2 場 所 山梨県防災新館 409会議室
- 3 出席者 委員(敬称略) 芦澤公子、石井迪男、石川恵、漆原正二、大久保栄治、
風間ふたば、喜多川進、佐々木宏明、塩沢久仙、島崎洋一、
相馬保政、角田謙朗、土橋金六、永井寛子、平山公明、
深沢登志夫、古屋寿隆、山縣然太郎、山野井英俊、山本紘治、
湯本光子、横内幸枝、渡邊富孝
- 4 傍聴者等の数 4人
- 5 次 第
 - (1) 第39回山梨県環境保全審議会
 - ア 開会
 - イ あいさつ
 - ウ 議事
 - エ その他
 - (2) 閉会
- 6 議事に付した事案の件名
 - 【審議事項】
 - (1) 山梨県自然環境保全基本方針の変更について
 - (2) 世界遺産景観保全部会の設置、部会の決議について

13:30

1 開 会

司

会

ただ今から、第39回山梨県環境保全審議会を開会いたします。

2 あいさつ

部長あいさつ

森林環境部長

森林環境部長あいさつ

会長あいさつ

会

長

山梨県環境保全審議会会長あいさつ

3 議 事

新委員紹介

司

会

ここで、推薦団体の役員変更等に伴い、新たに就任された委員の方を御紹介させていただきます。

甲府商工会議所 環境問題委員長の

佐々木 宏明（ささき ひろあき）委員です。

また、本日は所用により欠席されていますが、

山梨県市長会 理事で 山梨市長の

望月 清賢（もちづき せいき）委員 に、

今般新たに就任いただいております。

司

会

次に、本日の出席状況についてであります。本審議会は30名の委員で構成されています。本日は、そのうち、23名の出席をいただいております、過半数に達しておりますので、「山梨県附属機関の設置に関する条例第6条第2項」の規定により本審議会が成立していることを御報告いたします。

本日の会議は、山梨県環境保全審議会運営規程第6条及び山梨県環境保全審議会傍聴要領に基づき、公開することとされておりますので、委員の皆様には御了解をいただきたいと存じます。

	<p>それでは、議事に入ります。</p>
	<p>審議事項</p>
会 長	<p>本日の審議事項は、(1)の「山梨県自然環境保全基本方針の変更について」、(2)の「世界遺産景観保全部会の設置、部会の決議について」の2点ですが、関連があるため、一括して議題とさせていただきます。</p> <p>審議事項(1)は、山梨県自然環境保全条例第8条の規定に基づく審議事項です。審議事項(2)は、山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則第6条の規定に基づく部会について、同規則第13条の規定に基づき定めた山梨県環境保全審議会運営規程の改正に関し、お諮りするものです。</p> <p>これらの件について、事務局から説明をお願いします。</p>
みどり自然課長	<p>審議事項(1)資料、審議事項(2)資料、(1)(2)共通資料により、みどり自然課長が説明</p>
会 長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>それでは、御質問、御意見等がございましたらお受けしたいと思いますますが、審議事項の順番に従ってひとつずつ皆様の御判断を仰ぎたいと思います。まず、審議事項(1)の山梨県自然環境保全基本方針の変更について、御質問、御意見等をお伺いします。</p>
会 長	<p>なお、事務局からも説明がありました通り、今回の2件の審議事項はともに富士山の世界文化遺産登録に関係しています。</p> <p>富士山周辺に大規模な太陽光発電施設ができてしまうと、周辺の景観が損なわれ、場合によっては、世界遺産登録取り消しの可能性もありますが、現在そういった施設の計画が既に持ち上がっているとのことです。それに対してきちんと対策を取らず、何の手も打たずに話が進んでしまうようなことがあると、山梨県の責任で世界遺産登録が取り消されてしまうかもしれないと。そういったことを背景に、県が取りうる手段を検討した結果、山梨県自然環境保全基本方針を変更して世界遺産景観保全地区の選定基準を加え、世界遺産景観保全地区を指定することで、自然環境保全条例で定めたような届出に対する命令や勧告等ができるようにしたいということです。</p> <p>また、部会の設置と役割については、御同意いただければ、申請</p>

委員	<p>の中身について審議するための部会を審議会に設けることで、対応体制を整えることができます。部会は、申請があった際に、本審議会に先立って審議を行い、部会からの審議結果の報告に基づき審議会に最終的な判断を仰ぎ、その結果に基づき県が意思決定を行う、ということです。</p> <p>では、何か御意見、御質問はございますでしょうか。</p>
委員	<p>図面を拝見しますと、山梨県だけではなく、静岡県側にも世界遺産の範囲は含まれています。現在山梨県として世界遺産の環境対策などに取り組みられていますが、今回の件は、静岡県とも協議の上このような対応をすることになったという理解でよろしいでしょうか。</p>
みどり自然課長	<p>世界文化遺産富士山につきましては、山梨県と静岡県という複数県にまたがっておりますので、本来であれば、国の自然公園法等による対応が必要であると考えております。しかしながら、法令は全国を対象としており、なかなか個別地域についての要望に応じ切れていないのが現状ですので、県としては、国に広域的な対応について要望しているところです。</p> <p>なお、静岡県につきましては、対応を検討しているようですが、本県のような条例の規定はない状況とのことです。</p>
会長	<p>山梨県ではある程度対応をしているが、静岡県では、そこまでの対応には至っていないということです。</p> <p>ただし、こういったことは今後どこでも起こりうることなので、全国的な国立公園内の規制などの法的な措置については、県の方から国に要望しているということだそうです。</p> <p>続いて、他の方はいかがでしょうか。</p>
委員	<p>設置する太陽電池モジュールの面積が10,000㎡以上の場合は規制の対象となるということですが、この10,000㎡にはどういった根拠があるのでしょうか。</p>
みどり自然課長	<p>事務局で10,000㎡以上の太陽光発電設備のフォトモンタージュ、つまり合成写真を作成し、それに基づき、世界遺産に対し専門的な見地をお持ちの日本イコモスの国内委員会のメンバーなどに御意見を伺いました。その結果、10,000㎡未満であ</p>

<p>会長</p>	<p>れば問題ないだろう、という御意見をいただいております。 また、エネルギーの地産地消の観点でいうと、10,000㎡というのは約2,000kWの発電能力に相当しますが、地域におけるエネルギー地産地消ということを考えると、2,000kWというのが一つの目安だろうということで、そういった点も考慮して10,000㎡を基準としたものです。</p>
<p>委員長</p>	<p>他にはよろしいでしょうか。</p> <p>10,000㎡の根拠は分かりましたが、環境影響評価技術審議会などで問題になるのは、例えば5,000㎡の施設を二つ隣同士で建設する場合はどうなるか、ということです。こういった場合は、規制の対象になりませんか。</p>
<p>みどり自然課長</p>	<p>同一事業者の場合は増築として扱いますが、事業者が異なる場合は規制の対象には該当しません。しかしながら、そういった小規模な施設については、市町村において、景観計画等により規制していただきたいと考えております。</p>
<p>委員長</p>	<p>世界文化遺産ですから、山梨県だけで規制するのではなく、政府の方で対応してしかるべき話ではないかと思えます。私どもの団体の会合で聞いた話ですが、具体的に民間企業から施設を建設することについて打診を受けている市町村もあるようです。そういった具体的な話というのは県も把握しておられるのでしょうか。</p>
<p>みどり自然課長</p>	<p>国立公園の普通地域には設備を設置する際は、事前に相談を受けることになっていきますので、その範囲では把握しております。 なお、国については、関係省庁、具体的には環境省や経済産業省などに対し、国立公園内に必要な規制を整備することについて、要望をしているところでございます。</p>
<p>会長</p>	<p>他にはいかがでしょうか。</p> <p>御意見がないということであれば、審議事項(1)の「山梨県自然環境保全基本方針の変更について」、事務局からの提案どおり御了承いただけたということによろしいでしょうか。</p> <p>異議なし</p>

<p>会 長</p>	<p>では、次に、審議事項（２）の「世界遺産景観保全部会の設置、部会の決議について」ですが、部会の設置については、事務局の説明にあったとおり、具体的な案件がある場合、部会においてシビアな検討をお願いするというにもなるかと思えます。</p> <p>また、届出があった場合、届出があった日から起算して３０日以内に限り処分をすることができるという条例の規定があるため、特例として、この部会に限り持ち回り審議を可能にするよう、運営規程を改正したいという提案でございます。</p> <p>これについても、御異議ございませんでしょうか。</p> <p>異議なし</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、審議事項（１）については、知事からの諮問に対し、当審議会として事務局案のとおりで異議ない旨県に答申したいと思えます。</p> <p>審議事項（２）の「世界遺産景観保全部会の設置、部会の決議について」は、環境保全審議会運営規程を改正し、世界遺産景観保全部会を設置するとともに、この部会については、条件付きで持ち回り審議による決議を可能としたいと思えます。</p> <p>なお、部会に属する審議会委員及び部会長については、県の附属機関の設置に関する条例施行規則により、会長が指名することになっています。また、専門委員については、知事が委嘱した後に部会委員として会長が指名することとなります。</p> <p>これらについては、世界遺産景観保全部会を設置した時点で指名させていただきたいと思えます。</p> <p>また、審議会委員の皆様には、全ての部会構成員と部会長が決定したところで、通知によりお知らせするという事で考えておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>また、来年度になりますが、世界遺産景観保全地区の指定に関連し、環境保全審議会を再度開催させていただく予定です。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは、本日の議事については、以上で終了いたします。</p> <p>委員の皆様には、議事の進行に御協力いただき、ありがとうございました。</p>